

## 「幸田町事業仕分け」の対象事業が決まりました！

7月23日（土）と24日（日）の2日間にわたり実施される「事業仕分け」の対象事業が町民代表や学識経験者などで構成する「事業仕分け委員会」において、計4回にわたる会議を経て下記19事業に決定しました。

「事業仕分け」はどなたでも傍聴いただけます。  
ぜひ会場へご来場ください。

<初日> 7月23日（土） 開場：午前9時 幸田町民会館 つばきホール

No.	担当課	事業名	施策名	時間（予定）
開会式				9:30-10:00
1	財政課	庁舎維持管理事業	庁舎維持管理業務	10:00-10:40
2	総務課	文書管理事業	郵便、印刷および庁舎受付案内事業	10:45-11:25
3	企画政策課	高度情報化推進事業	CATV放送番組制作・放映委託 CATV文字放送放映委託	11:30-12:10
昼休み				12:10-13:00
4	防災安全課	安全対策一般事業	地域安全ステーション運営費	13:00-13:40
5	防災安全課	交通安全推進事業	交通指導員報酬、街頭指導謝金、啓蒙活動	13:45-14:25
6	児童課	保育所等管理運営事業	早朝・延長保育、3歳未満児保育、障害児保育	14:35-15:15
7	福祉課	福祉巡回バス管理運営事業	運転手報酬、運行管理費（社会保険料・燃料費等）	15:20-16:00
8	福祉課	老人福祉センター管理運営事業	老人生きがい対策推進文化活動費	16:10-16:50
9	庶務課	消防団運営事業	資機材等整備、詰所および消防車輛等維持管理修繕、団員退職報償金、消防団運営事業（報酬訓練手当など）	16:55-17:35

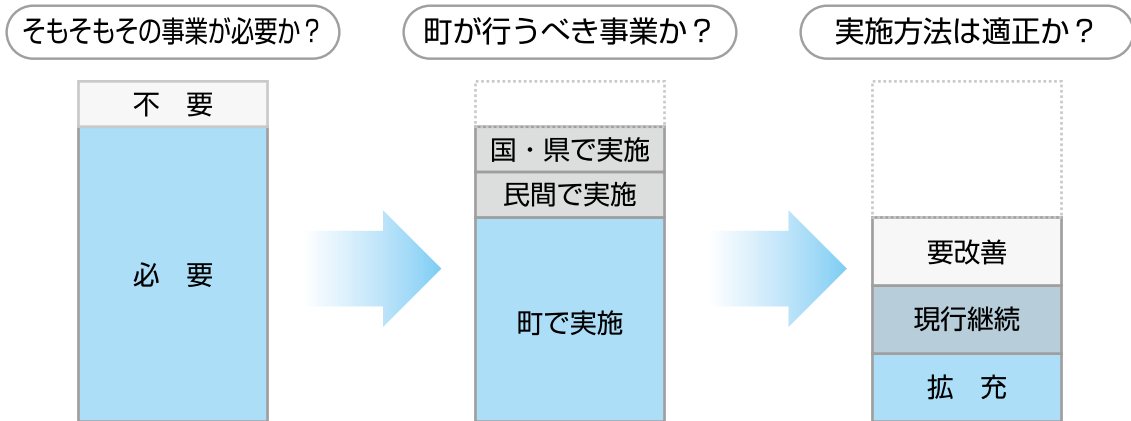
<2日目> 7月24日（日） 開場：午前8時30分 幸田町中央公民館 ホール

No.	担当課	事業名	施策名	時間（予定）
開会				
1	健康課	健康の町推進事業	げんきかい事業	9:10- 9:50
2	環境課	一般廃棄物収集処理事業	資源回収報奨事業	9:55-10:35
3	環境課	生ごみ堆肥化事業	生ごみ堆肥化業務（逆川・里）、生ごみ処理機械維持費、生ごみ処理容器など設置補助事業	10:45-11:25
4	環境課	葬儀用祭壇貸付事業	葬儀用祭壇貸付事業、嘱託員（人件費）	11:30-12:10
昼休み				12:10-13:00
5	土木課	親切行政運営事業	親切班賃金、燃料費、重機借上料、草刈機購入	13:00-13:40
6	産業振興課	こうた産業まつり事業	農林産物品評会、テント設営	13:45-14:25
7	産業振興課	労働総務一般事業	勤労者住宅取得および生活安定事業	14:35-15:15
8	都市計画課	住宅管理一般事業	木造住宅耐震診断業務委託 木造住宅耐震改修補助	15:20-16:00
9	学校教育課	中学校管理一般事業	中学生海外派遣費	16:10-16:50
10	生涯学習課	生涯学習推進事業	生涯学習講座事業	16:55-17:35
閉会式				17:35-18:00

※初日と2日目で会場が異なりますので、お間違えのないようにお願いします。

# 《事業仕分けの実施イメージ》

## ◎事業仕分けの考え方



## ◎事業仕分けの流れ

コーディネーター（1人）、仕分け人（6人以内）、町民判定人（30人以内）および町職員（若干名）により、1事業あたり40分を目安に事業を判定します。

①事業説明 (約5分)	事業を担当する課の職員が、事業の概要（目的、内容、経費および今後の計画など）を説明します。
②議論質疑 (約25分)	仕分け人（学識経験者や町民代表）が「そもそもその事業が必要か」「町が行うべき事業か」「実施方法は適正か」といったことを、町民目線で担当職員に質問したり、また議論を交わします。
③判定 (約5分)	仕分け人と担当職員との議論をもとに、町民判定人が次の判定区分により今後の事業の方向性を判定します。 ①「不要」②「国・県・民間で実施」③「町で実施(要改善)」④「町で実施(継続)」⑤「町で実施(拡充)」
④結果講評 (約5分)	町民判定人の判定結果を取りまとめ、コーディネーターが仕分け結果の発表と講評を行います。

問合せ 総務課秘書研修G（内線 322）

# 昼も。夜も。節電ライトダウン2011

今年の夏は、浜岡原子力発電所の停止による、電力供給量の低下が見込まれています。そのため、夏の電力需要期を控え、節電や省エネルギー化への対応が必要です。特に強力な節電が求められ、6月22日～8月末日を対象に長期間の自主的ライトダウンが呼び掛けられています。さらに、例年の夜のライトダウンに加え、昼間のライトダウンも呼び掛けます。

役場庁舎も、クールビズの前倒し実施やエレベーター2基の内、1基を停止しています。また、室内照明の間引き点灯やエアコン設定温度を28℃にするなど、職員一丸となって節電に努めています。学校や保育園などでも、グリーンカーテンづくりやこまめな電気の消灯など、節電に取り組んでいます。町民の皆さんもご家族そろって、節電に取り組みましょう。

**みんなでやろう！ セタライトダウン☆**  
**7月7日 午後8時～10時**  
**ライトアップ施設の消灯**



問合せ 環境課環境保全G（内線 271）

## 平成23年度 国民健康保険税はこうなります

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくとも、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納付していただきます。

平成23年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

### ●税率などが変わります

国民健康保険税は、被保険者の医療費にあてられる大切な財源です。この保険税を被保険者間で公平に負担していただくよう、税率や課税限度額が決められます。年々増え続ける医療費に対処するため、平成23年度は、所得割額（医療保険分・後期高齢者支援分）と課税限度額が引き上げられました。

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢者支援分	計	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額	5.00%	1.60%	6.60%	1.27%
資産割	固定資産税額（土地・家屋）	12.00%	4.00%	16.00%	3.90%
均等割	被保険者1人当たり	24,800円	5,600円	30,400円	9,800円
*平等割	1世帯当たり	21,000円	4,400円	25,400円	3,800円
	課税限度額	51万円	14万円	65万円	12万円

\*国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、移行後5年間を限度に平等割額（医療保険分・後期高齢者支援分）が半額となります。

### ●低所得者は税額が軽減されます

低所得者については、下表のとおり税額が軽減されます。

軽減の対象	軽減の判定基準	軽減される税額
世帯主・被保険者・旧被保険者*の前年の所得額の合計（65歳以上の公的年金などの所得からは15万円を控除）	前年の所得額が33万円以下	均等割額・平等割額の7割
	前年の所得額が33万円 + 24.5万円 × （世帯主を除く被保険者・旧被保険者の人数）以下	均等割額・平等割額の5割
	前年の所得額が33万円 + （35万円 × 被保険者・旧被保険者の人数）以下	均等割額・平等割額の2割

\*旧被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行して5年以内の人

### ●倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額を計算し、低所得者の税額軽減についても、同様に判定します。

対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号	
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

## ●こんなときは減免が受けられます

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりです。

減免の判定基準	減免される税額														
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く）	所得割額の半額（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額のほうが高額となる世帯は、その差額）														
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡した世帯	死亡後に到来する納期の納付額の全額														
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が障害者となった世帯	障害者となった日以後に到来する納期の納付額の9割														
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に相当の損害を受けた世帯で、前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	災害を受けた日以後に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の区分（前年の所得額の合計）</th> <th colspan="2">減免される額</th> </tr> <tr> <th>全壊・全焼</th> <th>半壊・半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え450万円以下</td> <td>8割</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>450万円を超え600万円以下</td> <td>半額</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分（前年の所得額の合計）	減免される額		全壊・全焼	半壊・半焼	300万円以下	全額	半額	300万円を超え450万円以下	8割	4割	450万円を超え600万円以下	半額	2割
世帯の区分（前年の所得額の合計）	減免される額														
	全壊・全焼	半壊・半焼													
300万円以下	全額	半額													
300万円を超え450万円以下	8割	4割													
450万円を超え600万円以下	半額	2割													
固定資産税額（土地・家屋）の減免を受けた世帯	減免となった固定資産税額による資産割額														
被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労務場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が収容・拘禁された期間に対する税額														
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより加入した65歳以上の被扶養者であった被保険者(旧被扶養者)がいる世帯で、下表の区分による世帯	旧被扶養者に対する所得割額・資産割額の全額、7割または5割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>さらに減免される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯</td> <td>旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）</td> </tr> <tr> <td>旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯</td> <td>均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分	さらに減免される額	旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）	旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）								
世帯の区分	さらに減免される額														
旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）														
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）														
世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														

## ●支払いは便利な口座振替で

国民健康保険税の支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

なお、世帯主が65歳以上の被保険者で、その世帯に65歳未満の被保険者がいない人は、口座振替の人などを除き、受給する年金から天引きされます。

問合せ 住民課国保年金G（内線 135）

## 受給者証・減額認定証更新のお知らせ

### ●福祉医療費受給者証の更新・受給手続きをお忘れなく！

福祉医療制度は、心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費を助成する制度です。㊤母子家庭等医療費、㊦後期高齢者福祉医療費（一部の人のみ）の受給者証の有効期間は毎年7月31日までとなっております。現在該当されている人には、更新申請書を7月初旬に郵送しますので、記載例に従って必要事項を記入し、押印のうえ、関係書類の写しを同封し、返信用封筒により返送していただくか、住民課医療Gへ7月15日（金）までに提出してください。申請書到着後、内容確認のうえ、7月末に該当者へ受給者証を送付します。また、以前所得制限により、該当にならなかった人でも、前年中の所得によって該当になる場合がありますので、手続きにお越しくください。

問合せ 住民課医療G（内線137）

### ●国民健康保険高齢受給者証が更新されます

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日（月）から新しくなります。対象者には白色から肌色に変わった新しい受給者証を、7月下旬までに郵送します。

対象者 昭和11年8月2日から昭和16年7月1日生まれの国民健康保険被保険者

問合せ 住民課国保年金G（内線135）

## 入院時の医療費の窓口負担や食事代が 軽減される認定証の更新を忘れずに

問合せ 住民課国保年金G（内線135）  
医療G（内線137）

入院したときに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日（日）までです。

引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。国民健康保険の被保険者は、更新に必要なものを持って、役場1階2番窓口までお越しください。

後期高齢者医療の標準負担額減額認定証をお持ちの人で平成23年度の保険証の負担区分判定後に適用区分が改めて低所得者Ⅰ・Ⅱに該当すれば、7月下旬に新しい標準負担額減額認定証を郵送いたします。また、新たに適用区分が低所得者Ⅰ・Ⅱに該当になった人については、申請が必要となりますので、7月下旬に通知いたします。

### 医療費1カ月の自己負担限度額（70歳未満）

適用区分	過去12カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
	3回目まで	4回目以降	
B 一般	80,100円 + 267,000円を超えた総医療費の1%を加算	44,400円	限度額適用認定証
A 上位所得者	150,000円 + 500,000円を超えた総医療費の1%を加算	83,400円	
C *低所得者	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

### 入院医療費1カ月の自己負担限度額（70歳以上）

適用区分	負担割合	自己負担限度額（入院）	対象となる認定証
一般	1割	44,400円	限度額適用・標準負担額減額認定証
現役並み所得者	3割	80,100円 + 267,000円を超えた総医療費の1%を加算 (4回目以降は44,400円)	
低所得者Ⅱ	1割	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ	1割	15,000円	

### 入院時の食事代の標準負担額

適用区分	標準負担額	対象となる認定証
一般・上位所得者・現役並み所得者	1食260円	限度額適用・標準負担額減額認定証
C 低所得者（70歳未満）	1食210円	
低所得者Ⅱ（70歳以上）	1食160円	
低所得者Ⅰ（70歳以上）	1食100円	

\*国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が住民税非課税の人

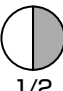




（Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします）

更新に必要なもの 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、90日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

# 国民年金保険料免除制度

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1カ月の保険料は、15,020円（平成23年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料が全額免除または一部納付（一部免除）となる制度があります。

## ■ 免除と未納はこんなに違います！

区分	老齢基礎年金を受けるための資格期間	老齢基礎年金の受け取り額	障害・遺族年金を受けるとき	所得審査を受ける人
全額免除	○ 受給資格期間となる	 1/2	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
4分の1納付 3,760円を納める	○ 受給資格期間となる	 5/8	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
半額納付 7,510円を納める	○ 受給資格期間となる	 6/8	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
4分の3納付 11,270円を納める	○ 受給資格期間となる	 7/8	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
未納	× 【期間に算入されない】	 0	× 【受け取れない場合がある】	

- \* 保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- \* そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
- \* 追納する場合は、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

## ■ 全額免除や一部納付の対象となる所得基準

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。

- 全額免除 → (扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 22万円
- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など

平成23年度の申請受付は、7月からとなります。申請対象期間は、平成23年7月から平成24年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年（平成22年）中の所得の申告が必要です。所得申告のない人は、申請できませんので、所得申告を済ませてから申請してください。また、平成23年1月1日に幸田町に住所のない人は、平成23年1月1日の住所地から所得と扶養親族・社会保険料控除などがわかる証明書をお取り寄せの上、申請してください。

申請・問合せ 住民課国保年金G（内線135）  
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎23-2515